

令和7年度インフルエンサーを活用した地域資源魅力発信事業仕様書

1 業務の目的

発信力及び訴求力の高いインフルエンサーを活用したSNSプロモーションを実施し、本市の観光資源の魅力の掘り起こし、広く発信することにより、知名度向上及び観光入込客数の増加を図ることを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

次の各号に掲げる業務を行うこととし、詳細については企画提案内容等を基に発注者と受注者が協議し、調整の上、決定する。このほか目的達成のために必要な業務を追加し、委託料の範囲内で実施することは妨げない。

(1) 本業務の目的に沿った動画コンテンツの企画

企画に当たり、本市の特色を考慮するとともに、インフルエンサーの視点で新たな価値や魅力を発見し、ターゲット設定やコンセプト設計を提案すること。また、今後の継続的な魅力発信に向けて、市職員や関係者の意識の醸成を図ること。

(2) インフルエンサーの選定

次に掲げる条件を満たしたインフルエンサーを選定すること。

ア 選定した場所のターゲット層を十分に考慮し、適切に選定されたインフルエンサーであること。

イ 発信を行うSNS媒体は、組織の公式アカウントではなく、個人が有しているアカウントであること。

ウ インスタグラムのフォロワー数1万人以上のインフルエンサーを選定すること。（フォロワー数は目安であり、限定するものではない。）

エ 直近3年以内に100件以上の投稿（動画を含む。）を行っていること。

オ 直近3年以内に投稿した動画の再生回数について、インフルエンサーが有するフォロワー数を超えているものがあること。

カ 本業務の目的を理解し、東近江市のPRに協力する者であること。

(3) 撮影場所の選定及び撮影

プロモーション動画の作成に当たり、選定する施設等は以下の要素を考慮し、それぞれ1箇所以上選定すること。また、発注者が希望する場合は、撮影時にレクチャーを行い、情報発信スキルの向上を支援すること。

- ア 市内の代表的な観光地・文化施設
- イ 地域の特色ある産業・伝統文化を体験できる場所
- ウ 市民が日常的に利用し愛着を持つ場所
- エ SNS映えするビジュアル的の魅力のある場所

(4) 動画の作成及び配信

- ア 企画で検討した内容を基に、市から提供する素材（市章、ロゴマーク等）及び契約締結後に受注者において撮影した素材を組み合わせたショート動画を8本以上作成すること。
- イ 計画した配信スケジュールに基づき、インフルエンサーが持つ3種類のSNSアカウント（YouTube、TikTok、Instagram）に、作成した全てのショート動画をそれぞれ配信すること。
- ウ 選定したインフルエンサーの投稿事務等に係る手配全般（スケジュール調整・活動支援及び管理・謝金の支払い等）を行うこと。
- エ 配信するショート動画について、3種類のSNSアカウント（YouTube、TikTok、Instagram）総再生回数の目標値を設定し、提案書に記載すること。

(5) 発信後の情報収集及び分析

SNS（YouTube、TikTok、Instagram）で発信した動画のアクセス解析及び効果測定を実施すること。

(6) 著作物の取扱い

本業務の実施において新たに発生する著作物の著作権については、著作人格権を除き、発注者に帰属し、事前の通知や追加の許諾を得ることなく、自由に使用できること。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。

4 成果品

(1) 納品物

本業務に求める成果物は下表のとおりとする。成果物は紙媒体で3部、電子媒体で1部提出すること。

なお、紙で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ納品することと可とする。

No	成果物	提出期限
1	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内
2	企画書	契約締結後 30 日以内
3	投稿動画 (拡張子はMP 4 とする。)	配信日の 10 開庁日前
4	業務実施報告書	令和 8 年 3 月 31 日
5	業務完了報告書	令和 8 年 3 月 31 日

(2) 納品場所及び問合せ先

東近江市商工観光部観光物産課 担当 村山

TEL 0748-24-5662 IP 050-5801-5662 FAX 0748-23-8292

MAIL kanko@city.higashiomi.lg.jp

5 その他留意事項

- (1) 受注者は、事業実施の経費に充てるために委託料の前払を必要とする場合は、概算により発注者へ委託料を請求することができる。
- (2) 前項の概算払を実施した場合、業務完了後に委託契約額を確定し、概算払により受注者に支払った委託料に残額が生じれば受注者は発注者に残額を返還すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関係法令又は各種基準を遵守すること。
- (4) 受注者は、業務を円滑に遂行するため発注者と連絡を密にすること。
- (5) 本業務の履行の結果、受注者の責めに帰すべき理由により発注者又は撮影地に対し損害を与えた場合、受注者はその賠償の責めを負うこと。
- (6) 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定すること。